

議案第 1 4 7 号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

4	特定非営利活動法人秋桜舎	川崎市多摩区三田 2 丁目 5 番地 3
5	特定非営利活動法人ぐらすかわ さき	川崎市多摩区登戸 2, 2 5 8 番 地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（川崎市市税条例の適用）

2 改正後の条例別表 4 の項及び 5 の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 2 6 号）第 2

3条の5第2項の規定は、平成25年1月1日から適用する。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加するため、この条例を制定するものである。